

平成 28 年第 4 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 28 年第 4 回	平成 27 年第 4 回
1 条 例	11	6
(1) 制 定	2	1
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	9	5
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	6	6
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	4	4
(3) 企 業 会 計	1	1
3 その他の議案等	3	6
計	20	18

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 28 年第 4 回	平成 27 年第 4 回
1 承 認	0	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	0	0
2 報 告	2	1
計	2	1

平成28年第4回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

人権擁護委員の推薦について（同意第5号）

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

氏 名 ^{すぎ}杉 ^{うら}浦 ^{よし}義 ^{はる}治 （再任）

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

第2 報 告（専決処分）

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 草刈作業時の過失による物損事故（報告第6号）

概 要	町の損害賠償額
平成28年8月22日（月）午前9時20分頃、於大公園西交差点南東の明德寺川沿いの堤防において、職員が自動乗用型草刈機により草を刈っていた際、乾坤院駐車場前を東進する相手方の車両に、当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両のフロントガラスが破損した。	332,970円 (過失割合100%)

2 下水道工事の仮舗装の管理瑕疵による物損事故（報告第7号）

概 要	町の損害賠償額
平成28年8月8日（月）午後9時頃、相手方が車で町道石浜275号線を北から南へ走行していたところ、右前輪が下水道工事の仮舗装の陥没部分に落下し、当該右前輪（タイヤ及びホイール）が破損した。	39,852円 (過失割合30%)

第3 議 案：条例（制定）

1 東浦町飲酒運転根絶条例の制定について（議案第46号）

飲酒運転の根絶に関する理念と施策の基本を定める。

施行日：公布の日

・ 条例に規定する事項

（1）町、町職員、町民等、事業者及び酒類提供者が果たすべき責務

（2）飲酒運転根絶町民運動の日

2 東浦町景観条例の制定について（議案第47号）

景観法の施行及び良好な景観の形成に関し必要な事項を定める。

施行日：平成29年4月1日

・ 条例に規定する事項

（1）景観形成重点区域を指定できることとする。

（2）建築物の新築等の行為をする際に行う景観法に基づく届出の前に、当該届出をする者は、事前に町長と協議を行うこととする。

（3）次の行為を景観法に基づく届出の対象行為として追加する。

ア 行為面積が500㎡を超える土地の開墾等の土地の形質の変更、木竹の伐採等

イ 水面の埋立て又は干拓

ウ 愛知県屋外広告物条例の規定による許可を要する広告物の表示等

（4）次の行為を景観法に基づく届出の対象外の行為とする。

ア 建築物の新築等で、延床面積が1,000㎡以下のもの等

イ 工作物（建築物を除く。）の新設等で、敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡以下のもの等（ウを除く。）

ウ 太陽光発電設備の新設等で、太陽電池モジュールの水平投影面積が1,000㎡以下のもの

エ 面積が500㎡以下の開発行為

（5）景観法に基づく届出の対象行為のうち次の行為を特定届出対象行為とする。

ア 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕等

イ 工作物（建築物を除く。）の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕等

- (6) 景観法に基づく届出に係る行為が景観計画で定める行為の制限に適合しない場合にする勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者を公表できることとする。
- (7) 景観重要建造物及び景観重要樹木の管理方法の基準を定める。
- (8) 東浦町景観アドバイザーを設置できることとする。
- (9) 良好な景観の形成に寄与すると認められる行為等を行う者に対して助成等できることとする。
- (10) 良好な景観の形成に特に寄与していると認められる建築物等の所有者等を表彰できることとする。
- (11) 附属機関として東浦町景観審議会を設置する。

第4 議 案：条例（一部改正）

- 1 東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（議案第48号）

職員の給与を改める。

施行日：公布の日等

- (1) 東浦町職員の給与に関する条例（第1条関係）

- ア 一般職の給料月額改正

- 給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

- イ 勤勉手当（支給割合）の改正（平成28年度）

- (ア) 一般職（再任用職員以外）

- 12月期：100分の80 → 100分の90

- (イ) 再任用職員

- 12月期：100分の37.5 → 100分の42.5

(2) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第2条関係）

ア 特定任期付職員の給料の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 特定任期付職員の期末手当（支給割合）の改正（平成28年度）

100分の157.5 → 100分の167.5

(3) 東浦町職員の給与に関する条例（第3条関係）

ア 扶養手当の改定

子に係る扶養手当を月額10,000円とし、その他の扶養親族に係る扶養手当を月額6,500円とする等

イ (1) イの引上げ割合の平準化（平成29年度以降）

(ア) 一般職（再任用職員以外）

6月期：100分の80 → 100分の85

12月期：100分の90 → 100分の85

(イ) 再任用職員

6月期：100分の37.5 → 100分の40

12月期：100分の42.5 → 100分の40

(4) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

(2) イの引上げ割合の平準化（平成29年度以降）

6月期：100分の157.5 → 100分の162.5

12月期：100分の167.5 → 100分の162.5

2 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（議案第 49 号）

東浦町議会の議員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

（1）期末手当（支給割合）の改正（平成 28 年度）

12 月期：100 分の 165 → 100 分の 175

（2）（1）の引上げ割合の平準化（平成 29 年度以降）

6 月期：100 分の 150 → 100 分の 155

12 月期：100 分の 175 → 100 分の 170

3 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について（議案第50号）

雇用保険法の一部改正（公布：平成28年 3 月31日 施行：平成29年 1 月 1 日等）に伴い、東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の規定を整理する。

施行日：平成29年 1 月 1 日

4 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(議案第51号)

東浦町特別職の職員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

(1) 期末手当(支給割合)の改正(平成28年度)

12月期：100分の165 → 100分の175

(2) (1)の引上げ割合の平準化(平成29年度以降)

6月期：100分の150 → 100分の155

12月期：100分の175 → 100分の170

5 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について(議案第52号)
介護休暇の分割取得を可能とし、休暇として介護時間を新設する。

施行日：平成29年1月1日

(1) 介護休暇の分割

介護休暇を取得できる期間を通算して6月以内に3回まで分割可能とし、介護休暇の分割取得を可能とする。

(2) 介護時間の新設

連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で取得できる休暇

6 東浦町職員の退職管理に関する条例の一部改正について（議案第53号）

管理の地位にあった東浦町立の学校に勤務した県費負担教職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職する場合は、東浦町教育委員会に届出を行うこととする。

施行日：平成29年4月1日

7 東浦町税条例等の一部改正について（議案第54号）

地方税法等の一部改正（公布：平成28年3月31日 施行：平成29年1月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成29年1月1日等

（1）住民税に係る延滞金の計算期間の見直し

確定申告後に行われた減額更正の後に、さらに修正申告書の提出又は増額更正があった場合は、住民税に係る延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。

（2）医療費控除の特例

一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、医療用から転用された医薬品の購入費用として年間1.2万円を超えて支払った場合に、その購入費用（年間10万円を限度）のうち、1.2万円を超える額をその年の所得から控除する。

8 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について（議案第 55 号）

地方税法施行令の一部改正（公布：平成 28 年 3 月 31 日 施行：平成 29 年 4 月 1 日等）等に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成 29 年 4 月 1 日等

- ・基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を改定する。

ア 基礎課税額の課税限度額

（現 行）：52 万円

（改正後）：54 万円

イ 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額

（現 行）：17 万円

（改正後）：19 万円

9 東浦町手数料条例の一部改正について（議案第 56 号）

子育て支援ヘルパー派遣手数料の額を改める。

施行日：平成29年 4 月 1 日

改正前： 1 時間につき 180円

改正後： 1 時間につき 220円

第5 議 案：規約

知多地方教育事務協議会規約の変更について（議案第57号）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正（公布：平成 26 年 4 月 16 日 施行：平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、所要の規定を整理するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき議会の議決を求める。

施行日：平成 29 年 4 月 1 日

第6 議 案：指定管理者の指定

指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）（議案第 64 号）

指定管理者に管理を行わせる施設	東浦町総合ボランティアセンター 東浦町大字緒川字屋敷貳区 61 番地の 1
指定管理者に指定する団体	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 会長 神谷 英一 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで